

保医発 0212 第 2 号
平成 26 年 2 月 12 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

D P C 対象病院等におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」（平成 24 年厚生労働省告示第 76 号）第 1 章第 2 部第 2 節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、定められた期日までにデータの提出がされず、データ提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた病院は、当該月の翌々月において、当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、以下の病院において、平成 26 年 1 月 22 日に提出すべき、平成 25 年 10 月分から平成 25 年 12 月分までの D P C データの提出に遅延等が認められたため、平成 26 年 3 月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

病 院 名	適 用 期 間
京都府京都市下京区七条御所ノ内北町 94 番地 医療法人健康会新京都南病院	平成 26 年 3 月 1 日から 平成 26 年 3 月 31 日まで
石川県小松市八幡イ 12-7 やわたメディカルセンター	
秋田県能代市落合字上前田地内 山本組合総合病院	
熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸 1419-19 上天草市立上天草総合病院	

病 院 名	適 用 期 間
佐賀県佐賀市兵庫南3丁目8番1号 佐賀社会保険病院	平成 26 年 3 月 1 日から 平成 26 年 3 月 31 日まで
大阪府大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目10-2 医療法人社団湯川胃腸病院	
北海道室蘭市寿町1丁目5番2号 医療法人社団医修会大川原脳神経外科病院	
高知県高知市本町2丁目4番3号 医療法人竹下会竹下病院	
兵庫県神戸市垂水区舞子台7丁目2番1号 医療法人浩生会舞子台病院	
新潟県新潟市東区河渡甲140番地 社会医療法人桑名恵風会桑名病院	
大分県大分市明野東2丁目7番33号 医療法人社団唱和会明野中央病院	
大阪府大阪市鶴見区鶴見4丁目1番30号 社会医療法人盛和会本田病院	